

広島県告示第五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十七年二月十九日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年二月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道三原東城線	世羅郡世羅町大字田打字若菜四三番三地从り 世羅郡世羅町大字田打字若菜四三番三地从り	平成二十七年二月五日